



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次 告示

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (和田自治会)
[企画調整局つなぐラボ] 4369
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道 西須磨方面第115号線)
[建設局道路管理課] 4369
- ▽土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定
[環境局環境保全部環境保全指導課] 4370
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
[建設局西建設事務所] 4371
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始 (市道 淡河22号線) [建設局道路管理課] 4372
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (県道 三木三田線他) [建設局道路管理課] 4372
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (県道 灘三田線) [建設局道路管理課] 4373
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道 雪御所1号線他)
[建設局道路管理課] 4373

公 告

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (房王寺線街路築造工事に伴う污水管移設工事) [行財政局契約監理課] 4374
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (令和3年度西部管内 照明柱設置工事) [行財政局契約監理課] 4376
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (ポートアイランド舗装補修工事)
[行財政局契約監理課] 4379
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (中央卸売市場本場仲卸棟他電力メーター更新工事) [行財政局契約監理課] 4381
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (北須磨文化センター体育館空調設備工事) [行財政局契約監理課] 4384
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (平野出張所耐震改修他工事)
[行財政局契約監理課] 4386

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (自然の家受変電設備他更新工事)
[行財政局契約監理課] 4388
- ▽有料公園の供用日及び供用時間の変更 (相楽園) [建設局公園部管理課] 4390
- ▽神戸農業振興地域整備計画の変更に係る神戸農業振興地域整備計画案の縦覧等
[経済観光局農政計画課] 4391
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (荒田会下山線舗装改良工事)
[行財政局契約監理課] 4392
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (西垂水第5号線歩道改良工事)
[行財政局契約監理課] 4395
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (有瀬児童館他2施設外壁改修他工事)
[行財政局契約監理課] 4397
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (長田事業所外壁改修工事)
[行財政局契約監理課] 4399
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (長田楠日尾線 (熊内) 電線共同溝整備工事 (その1)) [行財政局契約監理課] 4402
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (須磨地区海岸整備工事 その6)
[行財政局契約監理課] 4404
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結 (神戸市ポートアイランド処理場電気調達)
[行財政局契約監理課] 4407
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定 (いぶき明生支援学校スクールバス購入) [行財政局契約監理課] 4411
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出 (ホームセンターコーナン神戸新在家店) [経済観光局経済政策課] 4411
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出 (マックスバリュ塩屋北店)
[経済観光局経済政策課] 4413
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出 (マックスバリュ長田南店)
[経済観光局経済政策課] 4414
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出 (須磨パティオ)
[経済観光局経済政策課] 4416

▽開発行為に関する工事の完了（須磨区多井畑）
[都市局指導課] 4418

水道局

▽一般競争入札による特定調達契約の締結（管路情報システムデータ入力業務）
[水道局配水課] 4418

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（千苅浄水場3号ろ過池表面洗浄装置更新工事）
[水道局施設課] 4422

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（岩岡中層配水場次亜塩追加注入設備改修工事）
[水道局施設課] 4425

交通局

▽一般競争入札による特定調達契約の締結（軽油の購入）
[交通局経営企画課] 4427

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西神・山手線・海岸線各駅吊下げサイン等落下防止対策工事）
[交通局経営企画課] 4432

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（軽油の購入）
[交通局経営企画課] 4434

教育委員会

▽神戸市立高等学校生徒に対するいじめ事案に関するいじめ調査委員会設置規則
[教育委員会事務局学校教育部児童生徒課] 4436

▽神戸市長選挙及び衆議院議員選挙における個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等
[教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課] 4439

▽神戸市個人情報保護条例に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報等を定めた神戸市教育委員会教育長告示第1号（平成10年4月1日）の一部改正
[教育委員会事務局総務部教職員課] 4450

選挙管理委員会

▽任期満了に伴う神戸市長選挙の期日
[選挙管理委員会事務局] 4450

▽神戸市長選挙における選挙長等の選任
[選挙管理委員会事務局] 4451

▽神戸市長選挙における選挙長の職務を行う場所
[選挙管理委員会事務局] 4451

▽神戸市長選挙における選挙会の場所等
[選挙管理委員会事務局] 4451

▽神戸市長選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所等
[選挙管理委員会事務局] 4452

▽神戸市長選挙における期日前投票所等に掲示する氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所等
[選挙管理委員会事務局] 4452

▽神戸市長選挙における選挙運動支出金額の制限額
[選挙管理委員会事務局] 4452

▽法定連署数
[選挙管理委員会事務局] 4453

▽法定連署数
[選挙管理委員会事務局] 4454

▽神戸市長選挙における立候補者の氏名等
[選挙管理委員会事務局] 4454

▽神戸市長選挙における選挙立会人のくじを行う場所等
[選挙管理委員会事務局] 4455

告 示

神戸市告示第479号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
和田自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市西区押部谷町和田226番地の2
- (3) 代表者の氏名
藤本 正徳
- (4) 代表者の住所
神戸市西区押部谷町和田288番地の2

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「藤本 睦」を「藤本 正徳」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市西区押部谷町和田305番地」を「神戸市西区押部谷町和田288番地の2」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年10月19日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年11月1日まで一般の縦覧に供する。

令和3年10月18日

神戸市
代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧別 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|-----|-----|-----|--------------|--------------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|----|-------------|------------------------|---|-------|---------|
| 市道 | 西須磨方面第115号線 | 神戸市須磨区須磨寺町4丁目20番34地先から | 新 | 52.00 | 最大 8.40 |
| | | 神戸市須磨区須磨寺町4丁目20番14地先まで | 旧 | 52.00 | 最小 6.50 |
| | | | | | 最大 4.10 |
| | | | | | 最小 4.00 |

神戸市告示第502号

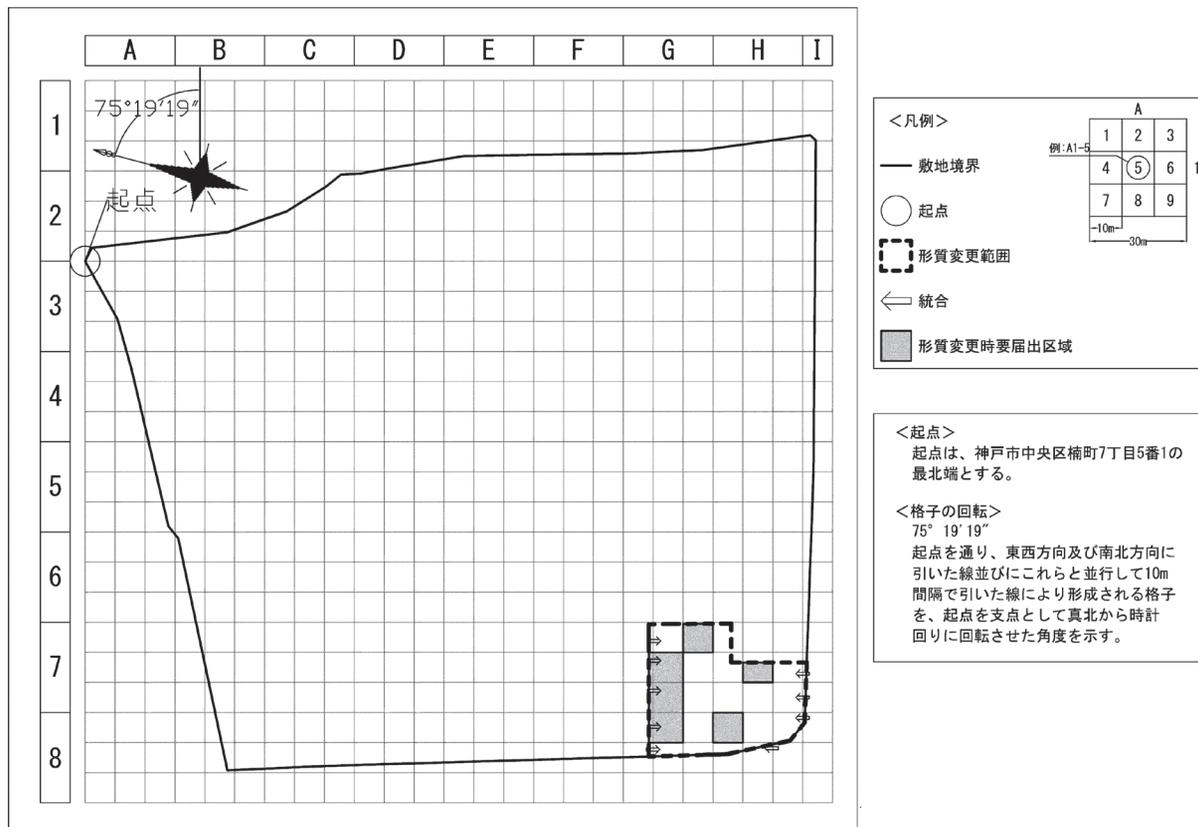
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和3年10月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域
中央区楠町7丁目5番1の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図



神戸市告示第504号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

(ア) 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(ウ) 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

| 自転車等の保管及び返還の場所 | 自転車等が置かれ、又は放置されていた場所 | 撤去し、及び保管した自転車等の台数 | 撤去し、及び保管した年月日 | 問い合わせ先 |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------|---------------|---|
| 西区高塚台6丁目西神保管所 電話992-3763 | 西神中央駅周辺内自転車等放置禁止区域 | 自転車 1台 | 令和3年9月7日 | 西区玉津町今津字宮の西333番地の1 建設局西建設事務所 電話912-3750 |
| | 西神南駅周辺内自転車等放置禁止区域 | 自転車 1台 | 令和3年9月21日 | |
| | 西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置 | 自転車 2台 | 令和3年9月28日 | |
| 西区学園西町3丁目2番地 | 伊川谷駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 3台 | 令和3年9月14日 | |

学園都市保管
所
電話795-4618

神戸市告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年11月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年11月16日まで一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|--------|--|--------------|---------------------|
| 市道 | 淡河22号線 | 神戸市北区淡河町行原字中沢619番地先から 神戸市北区淡河町行原字溝ノ上217番2地先まで | 239.80 | 最大 23.90 最小 5.80 |

神戸市告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年11月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年11月16日まで一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧別 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|-------|--|-----|--------------|----------------------|
| 県道 | 三木三田線 | 神戸市北区淡河町行原字沢ノ垣599番地先から 神戸市北区淡河町行原中沢608番地先まで | 新 | 130.10 | 最大 14.20 最小 12.00 |
| | | | 旧 | 129.90 | 最大 14.20 最小 12.00 |

| | | | | | |
|----|-------|----------------------------|---|--------|----------------------|
| 市道 | 野瀬水上線 | 神戸市北区淡河町神田字平山 597番1地先から | 新 | 330.80 | 最大 29.00 最小 11.20 |
| | | 神戸市北区淡河町神影字尾上 776番1地先まで | 旧 | 371.60 | 最大 22.40 最小 1.80 |

神戸市告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年11月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年11月16日まで一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧別 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|------|--------------------------------|-----|--------------|----------------------|
| 県道 | 灘三田線 | 神戸市北区大沢町上大沢字北 西小谷1318番1地先から | 新 | 130.80 | 最大 13.30 最小 10.40 |
| | | 神戸市北区大沢町上大沢字北 西小谷下1313番地先まで | 旧 | 130.80 | 最大 15.70 最小 11.30 |
| | | 神戸市北区八多町吉尾字大町 311番5地先から | 新 | 251.70 | 最大 53.80 最小 17.20 |
| | | 神戸市北区八多町吉尾字井出 ノ上251番6地先まで | 旧 | 251.70 | 最大 59.80 最小 49.80 |
| | | 神戸市北区八多町柳谷字下西 谷937番1地先から | 新 | 58.70 | 最大 65.60 最小 49.50 |
| | | 神戸市北区八多町柳谷字角ケ 谷699番1地先まで | 旧 | 58.70 | 最大 65.90 最小 54.70 |

神戸市告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年11月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年11月16日まで一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧別 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|--------|-----------------------|-----|--------------|--------------------|
| 市道 | 雪御所1号線 | 神戸市兵庫区雪御所7番1地 先から | 新 | 77.70 | 最大 5.90 最小 4.00 |
| | | 神戸市兵庫区雪御所4番1地 先まで | 旧 | 77.70 | 最大 5.90 最小 3.70 |
| 市道 | 雪御所2号線 | 神戸市兵庫区雪御所28番4地 先から | 新 | 136.10 | 最大 5.00 最小 4.00 |
| | | 神戸市兵庫区雪御所28番4地 先まで | 旧 | 136.10 | 最大 4.00 最小 1.60 |

| |
|-----|
| 公 告 |
|-----|

神戸市公告第726号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月15日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | |
|------|--|
| 工事名 | 房王寺線街路築造工事に伴う污水管移設工事 |
| 工事場所 | 神戸市長田区房王寺町3丁目他 |
| 完成期限 | 令和4年3月31日 予算繰越の上は令和4年6月30日 |
| 工事概要 | 管きょ工（開削）K1φ250mmL=147.00m、K1φ200mmL=5.90m 管きょ工（開削）【仮排水】K1φ200mmL=97.21m 既設管撤去工 K1φ250mmL=43.55mm マンホール工 一式、取付管及びます工 一式、付帯工 一式 |
| 前払金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|----|------|
| 形態 | 単独企業 |
|----|------|

| | |
|--------|--|
| 建設業の許可 | 土木工事業に係る建設業の許可 |
| 等級 | 土木C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|---|
| 提出期間 | <p>令和3年10月15日（金）～10月22日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> |
|------|---|

| | |
|------|-------|
| 提出場所 | 契約監理課 |
|------|-------|

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年10月25日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月26日（火）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年10月27日（水）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第727号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

| | |
|-------|------------------------------------|
| 工 事 名 | 令和3年度西部管内照明柱設置工事 |
| 工事場所 | 神戸市長田区・須磨区 一円 |
| 完成期限 | 令和4年3月31日 |
| 工事概要 | 防犯柱設置 N = 260基 道路照明柱建替 N = 15基 |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|---|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。 |
| 等級 | 土木B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> |

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年10月15日（金）～10月22日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年10月25日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月26日（火）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年10月27日（水）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。

- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第728号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月15日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | |
|-------|------------------------------------|
| 工 事 名 | ポートアイランド舗装補修工事 |
| 工事場所 | 神戸市中央区港島中町8丁目、南町3丁目、南町5丁目 |
| 完成期限 | 令和4年2月28日 |
| 工事概要 | 切削オーバーレイ工 一式、区画線工 一式 |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|---|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 舗装工事業に係る建設業の許可 |
| 等級 | 舗装B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| 登録業種 | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。 |
| その他 | (1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 |

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 提出期間 | 令和3年10月15日(金)～10月22日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時) |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|----|--|
| 日時 | 第1日目 令和3年10月25日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月26日(火) 午前9時～午後3時 |
| 方法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | | |
|-----|---|----------|
| 日 時 | 令和3年10月27日（水）午前10時30分 | |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 | |
| | ア 落札候補者がある場合 | 「保留通知書」 |
| | イ 入札を打ち切る場合 | 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見るすることができます。

神戸市公告第729号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月15日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | |
|-------|--|
| 工 事 名 | 中央卸売市場本場仲卸棟他電力メーター更新工事 |
| 工事場所 | 神戸市兵庫区中之島1-1-4 |
| 完成期限 | 令和4年3月18日 |
| 工事概要 | 中央卸売市場本場に設置されている既設電力メーターの更新及び、関連中央棟4階の既設自動検針処理装置調整工事一式 |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

| | |
|--------|--|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 電気工事業に係る建設業の許可 |
| 等級 | 電気一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|-------------------------|
| 受付期間 | 令和3年10月15日(金)～10月22日(金) |
|------|-------------------------|

| | |
|------|---|
| | ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年10月25日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月26日（火）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年10月27日（水）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第730号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月15日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | |
|------|-----------------------------------|
| 工事名 | 北須磨文化センター体育館空調設備工事 |
| 工事場所 | 神戸市須磨区中落合3丁目1-2 |
| 完成期限 | 令和4年3月11日 |
| 工事概要 | 北須磨文化センター体育館空調設備工事に伴う、機械・電気設備工事一式 |
| 前払金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|--|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 管工事業に係る建設業の許可 |
| 等級 | 管一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事</p> |

を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年10月15日（金）～10月22日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年10月25日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月26日（火）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年10月27日（水）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
 (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第731号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月15日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | |
|------|-----------------------------------|
| 工事名 | 平野出張所耐震改修他工事 |
| 工事場所 | 神戸市西区平野町宮前字上松148 |
| 完成期限 | 令和4年3月18日 |
| 工事概要 | 耐震改修工事、これに伴う内装改修工事、電気・機械設備工事 |
| 前払金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|---|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 建築工事業に係る建設業の許可 |
| 等級 | 建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| その他 | (1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に |

| | |
|--|---|
| | <p>合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |
|--|---|

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年10月15日(金)～10月22日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時) |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年10月25日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月26日(火) 午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | | |
|-----|---|----------|
| 日 時 | 令和3年10月27日（水）午前10時30分 | |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 | |
| | ア 落札候補者がある場合 | 「保留通知書」 |
| | イ 入札を打ち切る場合 | 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第732号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月15日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 工 事 名 | 自然の家受変電設備他更新工事 |
| 工事場所 | 神戸市灘区六甲山町中一里山1-1 |
| 完成期限 | 令和4年3月4日 |
| 工事概要 | 自然の家の受変電設備及び高圧ケーブルの更新工事一式 |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|--|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 電気工事業に係る建設業の許可 |
| 登録業種 | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において、「電気専門」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。 |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|---|
| 受付期間 | <p>令和3年10月15日（金）～10月22日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> |
|------|---|

| | |
|------|-------|
| 提出場所 | 契約監理課 |
|------|-------|

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年10月25日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月26日（火）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年10月27日（水）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第733号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第3項及び第4項の規定により、相楽園の、令和3年10月21日（木）、28日（木）、11月4日（木）、11日（木）、18日（木）を臨時開園する。

令和3年10月15日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第740号

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更に係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和3年10月20日の翌日から起算して15日間（令和3年11月4日まで）神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画案に対して、神戸市に意見書を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和3年11月4日の翌日から起算して15日以内（令和3年11月19日まで）に神戸市までこれを申し出ることができます。

令和3年10月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けません。なお、郵送による提出期限は、縦覧完了日の令和3年11月19日の消印のあるものまでとします。

郵送及び持参先：郵便番号651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事業所の所在を記載してください。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合があります。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとします。なお、その際には、神戸農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表します。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、縦覧完了日の翌日（令和3年11月5日）から令和3年11月19日までに提出されたものとします。

郵送及び持参先：郵便番号651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・異議申出の趣旨及び理由
- ・神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・異議申出の年月日

神戸市公告第741号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | |
|------|---|
| 工事名 | 荒田会下山線舗装改良工事 |
| 工事場所 | 神戸市兵庫区荒田町1丁目 |
| 完成期限 | <p>本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレック方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う</p> |

| | |
|------|--|
| | 準備は受注者の責により行うものとする。 全体工期：令和4年3月31日 (余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで) |
| 工事概要 | 道路土工：一式、排水構造土工：一式、構造物撤去工：一式 運搬処理工：一式、舗装工：一式、区画線工：一式、仮設工：一式 |
| 前払金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

| | |
|--------|---|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 舗装工事業に係る建設業の許可 |
| 等級 | 舗装B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| 登録業種 | 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。 |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に</p> |

は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 提出期間 | 令和3年10月20日（水）～10月26日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年10月27日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月28日（木）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年10月29日（金）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第742号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | |
|------|---|
| 工事名 | 西垂水第5号線歩道改良工事 |
| 工事場所 | 神戸市垂水区瑞穂通・馬場通 |
| 完成期限 | 令和4年3月31日 |
| 工事概要 | 延長 L=80m 道路土工 一式、排水構造物工 一式、舗装工 一式、標識工 一式、 区画線工 一式、構造物撤去工 一式 |
| 前払金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|--|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 土木工事業に係る建設業の許可 |
| 等級 | 土木C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| その他 | (1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 |

- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 提出期間 | 令和3年10月20日(水)～10月26日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時) |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|----|--|
| 日時 | 第1日目 令和3年10月27日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月28日(木) 午前9時～午後3時 |
| 方法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|----|------------------------|
| 日時 | 令和3年10月29日(金) 午前10時30分 |
|----|------------------------|

| | | |
|-----|---|----------|
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 | |
| | ア 落札候補者がある場合 | 「保留通知書」 |
| | イ 入札を打ち切る場合 | 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第743号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | |
|-------|--|
| 工 事 名 | 有瀬児童館他2施設外壁改修他工事 |
| 工事場所 | (有瀬児童館) 神戸市西区伊川谷町有瀬1137 (岩岡児童館) 神戸市西区上新地2-3-6 (秋葉台児童館) 神戸市西区秋葉台3丁目2-29 |
| 完成期限 | 令和4年3月11日 |
| 工事概要 | 外壁改修、屋上防水、屋根改修、内部修繕、外構工事 |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

| | |
|--------|--|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 建築工事業に係る建設業の許可 |
| 等級 | 建築一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年10月20日（水）～10月26日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号 |
|------|--|

| | |
|------|--|
| | に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年10月27日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月28日（木）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年10月29日（金）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第744号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市長 久元 喜造

1 入札に付する事項

| | |
|------|-----------------------------------|
| 工事名 | 長田事業所外壁改修工事 |
| 工事場所 | 神戸市長田区真野町924 |
| 完成期限 | 令和4年3月25日 |
| 工事概要 | 外壁改修 |
| 前払金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|---|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 建築工事業に係る建設業の許可 |
| 等級 | 建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式</p> |

である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年10月20日（水）～10月26日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年10月27日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月28日（木）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年10月29日（金）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第745号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | |
|------|---|
| 工事名 | 長田楠日尾線（熊内）電線共同溝整備工事（その1） |
| 工事場所 | 神戸市中央区熊内橋通1丁目～3丁目 |
| 完成期限 | 令和4年3月31日 |
| 工事概要 | 電線共同溝 L=250m、道路付属施設工（照明）一式、側溝改修工 L=194m、仮設工一式 |
| 前払金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|-----------------------|--|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。 |
| 等級 | 土木A、B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数 | 土木一般の総合点数が920点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。 |
| その他 | (1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事 |

| | |
|--|--|
| | <p>を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |
|--|--|

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|---|
| 提出期間 | 令和3年10月20日(水)～11月2日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時) |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 第1日目 令和3年11月8日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年11月9日(火) 午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付 |

票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年11月10日（水）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第746号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

| | | | |
|-------|-------------------|--------|------|
| 工 事 名 | 須磨地区海岸整備工事その6 | | |
| 工事場所 | 神戸市須磨区須磨浦通1丁目～4丁目 | | |
| 完成期限 | 令和4年3月31日 | | |
| 工事概要 | 千森川周辺整備 | 遊歩道整備 | 190m |
| | 中央広場周辺整備 | 管理通路改修 | 150m |

| | |
|-----|------------------------------------|
| 前払金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|--|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。 |
| 等級 | 土木A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p> |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|---|
| 提出期間 | 令和3年10月20日（水）～11月2日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年11月8日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年11月9日（火）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年11月10日（水）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホーム

ページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第747号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称
神戸市ポートアイランド処理場電気調達
- (2) 予定数量
3,170,000キロワットアワー
- (3) 納入場所
神戸市ポートアイランド処理場（神戸市中央区港島8丁目4）
- (4) 納入期限
令和4年2月1日から令和5年3月31日まで
- (5) 物品の特質等
入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業

者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。

(5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年11月8日（月）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年11月8日（月）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年11月9日（火）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和3年11月10日（水）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年12月13日（月）午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年12月14日（火）午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年12月14日（火）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和3年12月13日（月）午後5時までに本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和3年12月14日（火）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第11号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年11月10日（水）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

17 Summary

- (1) Contract Content : Electricity to use in Port Island Sewage Treatment Plant.
- (2) Quantity : 3,170,000kWh
- (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. November 10, 2021.

- (4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. December 14, 2021.
- (5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
TEL 078-322-5159

神戸市公告第748号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品等の種類
いぶき明生支援学校スクールバス購入
- 2 数量
1両
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年9月30日
- 5 落札者の氏名及び住所
いすゞ自動車近畿株式会社 神戸支店
支店長 高畑 光一
兵庫県神戸市東灘区向洋町西4丁目4番
- 6 落札金額
29,590,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者となりました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年8月4日

神戸市公告第762号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があつ

たので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年11月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年11月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン神戸新在家店
神戸市灘区新在家南町3丁目135番地1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 | 代表取締役 柳井 隆博 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては 代表者の氏名 |
|---------------|-------------------|-------------------|
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 | 代表取締役 柳井 隆博 |

3 変更の年月日

令和3年4月1日

4 変更する理由

大規模小売店舗設置者の商号変更のため

5 届出年月日

令和3年8月5日

6 縦覧期間

令和3年11月2日から令和4年3月1日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第763号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年11月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年11月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ塩屋北店

神戸市垂水区下畑町字口唐戸371-1他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------|-------------------|---------------|
| 株式会社光洋 | 大阪市西区北堀江3丁目12番23号 | 代表取締役 平田 炎 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------|------------------|---------------|
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋2丁目3番16号 | 代表取締役 平田 炎 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者 |
|--------|-------------------|---------------|
| 株式会社光洋 | 大阪市西区北堀江3丁目12番23号 | 代表取締役 平田 炎 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者 |
|--------|------------------|---------------|
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋2丁目3番16号 | 代表取締役 平田 炎 |

3 変更の年月日

2(1)については、令和2年11月24日。

2(2)については、令和2年11月24日。

4 変更する理由

2(1)については、住所変更のため。

2(2)については、住所変更のため。

5 届出年月日

令和3年8月5日

6 縦覧期間

令和3年11月2日から令和4年3月1日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第764号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年11月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年11月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ長田南店

神戸市長田区東尻池新町1番20号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては 代表者の氏名 |
|--------|-------------------|-------------------|
| 株式会社光洋 | 大阪市西区北堀江3丁目12番23号 | 代表取締役 平田 炎 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては 代表者の氏名 |
|--------|------------------|-------------------|
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋2丁目3番16号 | 代表取締役 平田 炎 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者 |
|-------------|----------------------|----------------|
| 株式会社光洋 | 大阪市西区北堀江3丁目12番23号 | 代表取締役 平田 炎 |
| 白鷺ニット工業株式会社 | 兵庫県姫路市東延末3丁目12 | 代表取締役 三木 一正 |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田2丁目2番15号 | 代表取締役 松本 忠久 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 | 代表取締役 矢野 靖二 |
| 株式会社ビジョンメガネ | 大阪市西区南堀江3丁目14番12号 | 代表取締役 日高 崇介 |
| 株式会社エーシーエヌ | 大阪府中央区城見2丁目1番61号 | 代表取締役 藤岡 義久 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者 |
|-------------|--------------------|----------------|
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋2丁目3番16号 | 代表取締役 平田 炎 |
| 株式会社パーティハウス | 和歌山県和歌山市中島185番地の3 | 代表取締役 大桑 俊男 |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田2丁目2番15号 | 代表取締役 松本 忠久 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番 | 代表取締役 |

| | | |
|-------------|-------------------|----------------|
| | 14号 | 矢野 靖二 |
| 株式会社ビジョンメガネ | 大阪市西区南堀江3丁目14番12号 | 代表取締役 安東 晃一 |
| 株式会社ACNモバイル | 大阪市西区鞠本町1丁目4番17号 | 代表取締役 榎本 俊秀 |

3 変更の年月日

2(1)については、令和2年11月24日

2(2)については、株式会社光洋は令和2年11月24日、白鷺ニット工業株式会社は平成22年1月31日、株式会社パーティハウスは平成28年7月1日、株式会社ビジョンメガネは平成30年2月2日、株式会社エーシーエヌは令和元年12月27日、株式会社ACNモバイルは令和元年12月27日。

4 変更する理由

2(1)については、住所変更のため。

2(2)については、事業承継等のため。

5 届出年月日

令和3年8月5日

6 縦覧期間

令和3年11月2日から令和4年3月1日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第765号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年11月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年11月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

須磨パティオ

神戸市須磨区中落合2丁目2番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|----------------|
| 株式会社OMこうべ | 神戸市中央区港島中町6丁目9番1 | 代表取締役 岩橋 哲哉 |
| 株式会社大丸松坂屋百貨店 | 東京都江東区木場2丁目18番11号 | 代表取締役 好本 達也 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 | 代表取締役 橋本 勝 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|----------------|
| 株式会社OMこうべ | 神戸市中央区港島中町6丁目9番1 | 代表取締役 岩橋 哲哉 |
| 株式会社大丸松坂屋百貨店 | 東京都江東区木場2丁目18番11号 | 代表取締役 澤田 太郎 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 | 代表取締役 大山 一也 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|----------------|
| 株式会社大丸松坂屋百貨店 | 東京都江東区木場2丁目18番11号 | 代表取締役 好本 達也 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|----------------|
| 株式会社大丸松坂屋百貨店 | 東京都江東区木場2丁目18番11号 | 代表取締役 澤田 太郎 |

3 変更の年月日

2(1)については、株式会社大丸松坂屋百貨店は令和2年5月28日、三井住友信託銀行株式

会社は令和3年6月23日。

2(2)については、令和2年5月28日。

4 変更する理由

2(1)については、代表者変更のため。

2(2)については、代表者変更のため。

5 届出年月日

令和3年8月12日

6 縦覧期間

令和3年11月2日から令和4年3月1日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第766号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年11月2日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上5番1の一部、5番2、5番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県神戸市須磨区多井畑字西所2-1

鷲尾 和秀

3 許可番号

令和3年6月17日 第7121号

（変更許可 令和3年9月9日 第1464号）

水 道 局

神戸市水道公告第47号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の7第1項において読み替える規程第6条及び規程第21条の7第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

(1) 件名

管路情報システムデータ入力業務

(2) 数量

一式

(3) 納入履行場所

神戸市中央区橘通3丁目4-2 中部庁舎及び受注者執務室

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日

(5) 調達物品の特質（業務の概要）

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 神戸市の給水装置工事施行基準の内容を理解していること。

(4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市水道局経営企画課（電話番号078-322-5880）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎4号館6階

5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請方法及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年11月8日（月）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) 「神戸市ページの目次>物品発注情報 (特定調達契約に係る一般競争入札)」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書(電子入札用)を、紙入札により参加する者は入札説明書(紙入札用)をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年11月8日(月)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年11月9日(火)まで

電子入札システムの稼働時間内(本市の休日を除く、午前9時から午後8時)

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和3年11月10日(水)まで(本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年12月13日(月) 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年12月14日（火）午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年12月14日（火）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和3年12月13日（月）午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参し、又は郵送すること。

11 開札の日時等

(1) 開札日時

令和3年12月14日（火）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

12 入札保証金

規程第12条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係

にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、各項目の予定数量にそれぞれの入札単価を乗じて得た額の合計額が最低の価格であり、かつ、入札単価のすべてが、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

15 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

17 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年11月10日（水）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

18 その他

(1) この契約は、1件当たりの単価契約とします。

19 Summary

(1) Subject matter of the contract : Data input work related to the pipeline information system.

(2) Quantity :Set.

(3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5 :00 P.M. November 10 2021.

(4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. December 14, 2021.

(5) A contract point where tender documents are available : Contract

Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市水道公告第62号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月15日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 工 事 名 | 千苺浄水場3号ろ過池表面洗浄装置更新工事 |
| 工事場所 | 神戸市北区道場町生野780 神戸市水道局千苺浄水場 |
| 完成期限 | 令和4年3月31日 ただし、予算繰越の上は令和4年7月29日 |
| 工事概要 | 千苺浄水場3号ろ過池に設置している表面洗浄装置を1池分取り替える。 |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|--|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。 |
| 施工実績 | 上水道施設において、浄水処理設備の新設または更新において、過去15年間（平成18年度以降）に元請として完成させた施工実績があること。 ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 |
| その他 | (1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 |

※なお、(1)～(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和3年10月15日（金）～10月26日（火） ※紙書類の提出は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時（郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課必着。） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年10月27日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月28日（木）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 令和3年10月29日（金）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」 イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」 |

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市水道公告第64号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

| | |
|-------|--|
| 工 事 名 | 岩岡中層配水場次亜塩追加注入設備改修工事 |
| 工事場所 | 神戸市西区岩岡町岩岡字大窪山612-1 岩岡中層配水場 |
| 完成期限 | 令和4年3月31日 |
| 工事概要 | 本工事は、岩岡中層配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム追加注入設備の改修を行うものである。 改修内容：次亜塩貯槽120L×一槽、注入器×一台、操作盤×一面、配管類改修一式、防液堤改修一式 |
| 前 払 金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|---|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る建設業の許可 |
| その他 | (1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で |

- あること。
- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(1)～(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和3年10月20日(水)～10月26日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時) |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|----|--|
| 日時 | 第1日目 令和3年10月27日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月28日(木) 午前9時～午後3時 |
| 方法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | | |
|-----|---|----------|
| 日 時 | 令和3年10月29日（金）午前10時30分 | |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 | |
| | ア 落札候補者がある場合 | 「保留通知書」 |
| | イ 入札を打ち切る場合 | 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

交 通 局

神戸市交通公告第45号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の5第1項において読み替える規程第4条及び規程第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称及び調達の種類
軽油の購入
- (2) 予定数量

1,910キロリットル

(3) 納入場所

| | |
|--------------|-------------------|
| 神戸市交通局魚崎営業所 | 神戸市東灘区魚崎浜町32番2号 |
| 神戸市交通局石屋川営業所 | 神戸市灘区弓木町1丁目2番1号 |
| 神戸市交通局中央営業所 | 神戸市中央区小野浜町7番65号 |
| 神戸市交通局松原営業所 | 神戸市兵庫区芦原通5丁目1番31号 |
| 神戸市交通局落合営業所 | 神戸市須磨区東落合1丁目1番5号 |
| 神戸市交通局垂水営業所 | 神戸市垂水区本多聞3丁目10番1号 |
| 神戸市交通局西神営業所 | 神戸市西区竹の台1丁目407番2 |

(4) 納入期間

令和4年1月1日から令和4年3月31日まで

(5) 納入方法

交通事業管理者が指定した日時に、指定した数量をローリー車で納入すること。

(6) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 直近の事業年度における売上高が5億円以上であること。
- (5) 当該軽油を確実に納入し得ること。

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局経営企画課（電話番号078-984-0104）
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号652-0855）
御崎Uビル3階

5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年11月8日(月)午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) 「神戸市ページの目次>物品発注情報(特定調達契約に係る一般競争入札)」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書(電子入札用)を、紙入札により参加する者は入札説明書(紙入札用)をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年11月8日(月)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の翌日から令和3年11月9日(火)まで

電子入札システムの稼働時間内(本市の休日を除く、午前9時から午後8時)

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備のあるもの等の提出期間及び提出場所は下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和3年11月10日(水)まで(本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

10 入札書の提出期間等、提出場所及び提出方法

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年12月13日（月）午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年12月14日（火）午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年12月14日（火）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和3年12月13日（月）午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

11 開札の日時等

(1) 開札日時

令和3年12月14日（火）午前10時30分から

(2) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

12 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係

にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者の決定の方法

(1) 入札は1リットル当たりの単価で行うものとし、落札者の決定は、規程第10条の規定により定めた予定価格から軽油引取税を減じた額の110分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格から軽油引取税を減じた額の110分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札執行日（令和3年12月14日）現在の軽油引取税率で入札すること。

15 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 本調達後において予定する一連の調達（但し、時期及び数量等については変更することがあります。）

(1) 物品の名称

軽油の購入

(2) 納入期間

令和4年4月1日から令和4年6月30日まで

(3) 数量

2,000キロリットル

(4) 公告予定時期

令和4年1月

17 前項に係る当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

令和3年4月21日

18 その他

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年11月10日（水）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 令和3年12月14日現在の軽油引取税その他納入に係る公租公課（以下「軽油引取税等」という。）の税率に基づいた額で契約を締結するものとし、また、契約締結後に軽油引取税等に変更ある場合は、変更日以降の納入について別途変更契約を交わすものとします。

(3) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

19 Summary

(1) Subject matter of the contract : Gas Oil

- (2) Estimated quantity : 1,910 kl
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5 :00 P.M. November 10, 2021.
- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. December 14, 2021.
- (5) A contract point where tender documents are available : Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市交通公告第47号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

| | |
|------|--|
| 工事名 | 西神・山手線・海岸線各駅吊下げサイン等落下防止対策工事 |
| 工事場所 | 神戸市西区糀台5丁目（西神・山手線 西神中央駅） 神戸市西区井吹台東町1丁目（西神・山手線 西神南駅） 神戸市西区前開南町1丁目2（西神・山手線 伊川谷駅） 神戸市中央区東川崎町1丁目2（海岸線 ハーバーランド駅） 神戸市兵庫区和田宮通4丁目1-2（海岸線 和田岬駅） |
| 完成期限 | 令和4年3月18日 |
| 工事概要 | コンコース階及びホーム階部分の既設吊下げサイン等の落下防止改修工事 |
| 前払金 | 請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|-----------------------|---|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 建築工事業に係る建設業の許可 |
| 等級 | 建築一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数 | 建築一般の総合点数が900点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。 |
| その他 | (1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 |

- (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和3年10月20日（水）～11月5日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和3年11月8日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年11月9日（火）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について |

「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

| | | |
|-----|---|----------|
| 日 時 | 令和3年11月10日（水）午前10時30分 | |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 | |
| | ア 落札候補者がある場合 | 「保留通知書」 |
| | イ 入札を打ち切る場合 | 「取止め通知書」 |
| | ウ 再入札の場合 | 「再入札通知書」 |

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市交通公告第48号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 落札に係る物品の名称及び調達の種類

軽油の購入

2 予定数量

2,080キロリットル

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局経営企画課

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号

4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

5 落札者を決定した日

令和3年9月30日

6 落札者の氏名及び住所

中川物産株式会社

代表取締役 中川 秀信

名古屋市港区潮見町37-23

7 落札金額

215,904,000円（1リットル当たり103円80銭）

8 契約の相手方を決定した手続

規程第10条の規定により定めた予定価格から軽油引取税を減じた額の110分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

9 規程第27条の5第1項において読み替える規程第4条の規定による公告を行った日

令和3年8月4日

教育委員会

神戸市立高等学校生徒に対するいじめ事案に関するいじめ調査委員会設置規則をここに公布する。

令和3年10月20日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第11号

神戸市立高等学校生徒に対するいじめ事案に関するいじめ調査委員会設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき、神戸市立高等学校生徒に対するいじめ事案に関するいじめ調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、神戸市立高等学校生徒に対するいじめ事案に関して、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定する調査を行う。

2 委員会は、前項の調査により事実の解明及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 職員は、委員会から第1項の規定による調査及び前項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医療、心理、福祉、又は教育に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 前条第1項の規定による調査及び同条第2項の規定による報告書の作成並びにこれらに伴う業務(以下「調査等」という。)を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

4 前項の調査補助員は、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 教育委員会は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査補助員は、前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱することができる。

- (1) 第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。
- (2) 第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 委嘱条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行があったとき。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることをできない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、次に掲げる日のうちいずれか早い日限り、その効力を失う。

(1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日

(2) 委員会が第2条第2項の報告書の提出した日

神戸市教育委員会教育長告示第2号

令和3年10月31日（日）執行予定の神戸市長選挙及び衆議院議員選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等を次のとおり告示する。

令和3年10月15日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(東灘区)

| 施設名 | 演説会場 | 面積 (㎡) | 設備の程度 | | | | | | | | | | その他 | | 電話番号 | | | |
|------|------------|-----------|-------|-----|-----|-------------------------------|--|--|--|------------|-----------|--------------|--------------|----------|---------------|----|--|----------|
| | | | 演説会場 | | | | | | | 聴衆席備付品 | | | 使用上の 留意事項 | 放送設備使用可否 | | | | |
| | | | 照 明 | | | | | | | 長椅子 4人用 | 椅子 1人用 | 弁士及び係 員控室 | | 可 | | 不可 | | |
| 400W | 200W | 100W | 60W | 40W | 20W | スポット その他 500W～ 1000W | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 東灘小学校 | アリーナ | 930 | 28 | | | | | | | | | 600 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 411-0556 |
| 2 | 本庄小学校 | アリーナ | 744 | 30 | | 2 | | | | | 2 | | 700 | ミーティング室 | 土足厳禁 | ○ | | 411-0339 |
| 3 | 本山南小学校 | 体育館 | 700 | 21 | | | | | | | | 2 | 350 | 講堂控室 | 土足厳禁 | ○ | | 452-0071 |
| 4 | 福池小学校 | 体育館 | 413 | 17 | | | | | | | | 13 | 300 | 講堂控室 | 土足厳禁 | ○ | | 452-5595 |
| 5 | 魚崎小学校 | アリーナ | 1100 | 40 | | | | | | | | | 600 | なし | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 411-6196 |
| 6 | 本山第一小学校 | 体育館 | 800 | 32 | | | | | | 20 | | 2 | 750 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 411-1974 |
| 7 | 本山第二小学校 | 体育館 | 997 | 24 | | | | | | 40 | | 2 | 500 | 開放教室 | 土足厳禁 | ○ | | 431-1441 |
| 8 | 本山第三小学校 | 体育館 | 748 | 28 | | 2 | | | | | | 2 | 600 | 講堂控室 | シート使用 | ○ | | 411-0005 |
| 9 | 住吉小学校 | 体育館 | 1,029 | 40 | | | | | | | | 4 | 800 | 講堂控室 | 土足厳禁 | ○ | | 851-2887 |
| 10 | 御影小学校 | 体育館 | 459 | 28 | | | | | | | | 2 | 600 | 開放管理室 | シート使用 | ○ | | 851-3673 |
| 11 | 満が森小学校 | 多目的室 | 112 | | | | | | | 36 | | | 60 | 第一会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 851-3185 |
| 12 | 御影北小学校 | アリーナ | 1100 | | | 32 | | | | | | | 200 | ランチルーム | 土足厳禁 | ○ | | 851-6809 |
| 13 | 六甲アイランド小学校 | 体育館 | 919 | 30 | | | | | | | | 4 | 800 | その他 | シート使用 | ○ | | 857-3121 |
| 14 | 向洋小学校 | クラブハウス | 90 | | | | | | | 28 | | | 100 | 低学年音楽室 | 土足厳禁 | ○ | | 857-2450 |
| 15 | 本庄中学校 | 体育館 | 818 | 18 | 12 | 2 | | | | | | | 700 | なし | シート使用 原状復帰 | ○ | | 411-2261 |
| 16 | 魚崎中学校 | 体育館 | 447 | 18 | 12 | | | | | 24 | | | 500 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 411-1631 |
| 17 | 本山南中学校 | 体育館 | 985 | 19 | | 2 | | | | | | | 500 | なし | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 412-2033 |
| 18 | 本山中学校 | 体育館 | 1,253 | 29 | 6 | | | | | | | 2 | 800 | なし | シート使用 | ○ | | 411-3742 |
| 19 | 住吉中学校 | 体育館 | 1,008 | 40 | | | | | | | | | 500 | ミーティング室 | シート使用 | ○ | | 851-3752 |
| 20 | 御影中学校 | 体育館 | 605 | 24 | | | | | | 24 | | | 580 | その他 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 841-2541 |
| 21 | 向洋中学校 | 多目的室 | 121 | | | | | | | 38 | | | 100 | なし | 土足可 | ○ | | 857-2481 |
| 22 | 東灘のぞみ幼稚園 | 遊戯室 | 143 | | | | | | | 52 | | 4 | 120 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 411-0667 |
| 23 | 魚崎幼稚園 | 遊戯室 | 150 | | | | | | | | | 20 | 70 | 保育室 | 土足厳禁 | ○ | | 411-9647 |
| 24 | 御影幼稚園 | 遊戯室 | 193 | | | | | | | 32 | | | 130 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 851-2030 |
| 25 | 六甲アイランド高校 | 体育館 | 1,300 | 48 | | 6 | | | | | | | 1,000 | 和室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 858-4000 |

- 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり）
● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

- その他
- 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 - ゴミは持ち帰っていただきます。
 - 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 - 控室備品（各校共通） / 机、椅子
 - 演壇備付品（各校共通） / 演壇、演卓、椅子
 - 備付品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 - 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 - 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 - 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(灘区)

| 施設名 | 演説会場 | 面積 (㎡) | 設備の程度 | | | | | | | | | | その他 | | | | | |
|-----|----------|-----------|-------|------------|------|-----|-----|-----------|-------------------------------|------------|-----------|--------------|--------------|--------------|---------------|------|---|----------|
| | | | 演説会場 | | | | | | | 聴衆席備付品 | | | 使用上の 留意事項 | 放送設備 使用可否 | | 電話番号 | | |
| | | | 400W | 200W | 100W | 60W | 40W | 20W | スポット その他 500W～ 1000W | 長椅子 4人用 | 椅子 1人用 | 弁士及び係 員控室 | | 可 | 不可 | | | |
| 1 | 成徳小学校 | 体育館 | 735 | 38 | | | | | | | | | 700 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 821-1001 |
| 2 | 高羽小学校 | 体育館 | 700 | 24 | | | | | | | 4 | | 500 | なし | シート使用 | ○ | | 841-0541 |
| 3 | 鶴甲小学校 | 講堂 | 420 | 20 | | | | | | | | | 300 | 会議室 | シート使用 | ○ | | 821-0444 |
| 4 | 六甲山小学校 | 体育館 | 260 | | 32 | | | | | | | | 100 | 教室 | 土足厳禁 | ○ | | 891-0328 |
| 5 | 西郷小学校 | 体育館 | 602 | 32 | | | | | | | | | 500 | 会議室 | シート使用 | ○ | | 861-2888 |
| 6 | 六甲小学校 | 多目的室 | 120 | | | | | 28 | | | | | 70 | 相談室 | 土足厳禁 | ○ | | 881-1071 |
| 7 | 灘小学校 | 体育館 | 700 | 36 | | | | | | | | | 300 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 871-0481 |
| 8 | 西灘小学校 | 体育館 | 700 | 32 | | 2 | | | | | 4 | | 400 | なし | シート使用 | ○ | | 861-8851 |
| 9 | 灘の浜小学校 | 体育館 | 700 | 24 | | | | | | | | | 500 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 802-1750 |
| 10 | 稗田小学校 | 体育館 | 613 | 30 | | | | | | | 4 | | 691 | 開放教室 | 土足厳禁 | ○ | | 871-0721 |
| 11 | 美野丘小学校 | 講堂 | 340 | | | 35 | | 70 | | | | | 350 | 講堂控室 | シート使用 | ○ | | 871-1381 |
| 12 | 摩耶小学校 | 第1学習室 | 30 | | | | | 20 | | | | | 80 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 861-3172 |
| 13 | 福住小学校 | 体育館 | 540 | 35 | | | | | | | 54 | | 600 | なし | シート使用 | ○ | | 861-2424 |
| 14 | 鷹匠中学校 | 武道場 | 300 | | | | | 210 | | | | | 250 | なし | シート使用 | ○ | | 841-0041 |
| 15 | 鳥帽子中学校 | 体育館 | 672 | 25 | 2 | | | 32 | | | 2 | | 250 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 851-5777 |
| 16 | 原田中学校 | 体育館 | 408 | 28 | | | | 20 | | | | | 400 | 多目的室 | 土足厳禁 | ○ | | 861-0431 |
| 17 | 長峰中学校 | 講堂 | 389 | | 15 | | 75 | | | | 2 | | 650 | 教室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 861-3781 |
| 18 | 上野中学校 | 講堂 | 379 | 300 W × 24 | | | | 32 W × 24 | | | 4 | | 350 | 講堂控室 | 土足厳禁 | ○ | | 871-9681 |
| 19 | 灘すずかけ幼稚園 | 遊戯室 | 100 | | | | | 32 | | | | | 50 | 保育室 | 土足厳禁 | ○ | | 861-4550 |
| 20 | 灘さくら支援学校 | 多目的室 | 200 | | 24 | | | | | | | | 50 | なし | | | ○ | 802-1200 |

使用区分及び
納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)

● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

- その他
- (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 - (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
 - (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 - (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
 - (5) 演壇備付品(各校共通) /演壇、演卓、椅子
 - (6) 備付品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 - (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 - (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 - (9) 受動喫煙防止のため、市立校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(中央区)

| 施設名 | 演説会場 | 面積 (㎡) | 設備の程度 | | | | | | | | | | その他 | | | | | |
|-----|------------|-----------|-------|---|------|-----|-----|--------------|-------------------------------|------------|-----------|--------------|--------------|--------------|---------------|------|----------|----------|
| | | | 演説会場 | | | | | | | 聴衆席備付品 | | | 使用上の 留意事項 | 放送設備 使用可否 | | 電話番号 | | |
| | | | 400W | 200W | 100W | 60W | 40W | 20W | スポット その他 500W～ 1000W | 長椅子 4人用 | 椅子 1人用 | 弁士及び係 員控室 | | 可 | 不可 | | | |
| 1 | 上筒井小学校 | 体育館 | 540 | 26 | 4 | | | | | | | 4 | 500 | なし | シート使用 | ○ | | 241-1080 |
| 2 | なごさ小学校 | 体育館 | 750 | 40 | | | | | | | 2 | | 700 | あり | 土足厳禁 | ○ | | 252-5611 |
| 3 | 宮本小学校 | 体育館 | 437 | LED20個 | | | | ステージ 上16本 | | | 4基 | | 500 | スタディ ルーム | シート使用 | ○ | | 221-1600 |
| 4 | 春日野小学校 | 講堂 | 280 | 300 W × 16 | | | | | | | | | 300 | なし | シート使用 | ○ | | 231-2461 |
| 5 | 雲中小学校 | ウイングルーム | 120 | | | | | 30 | | | | 6人用×12 | | なし | 土足厳禁 原状復帰 | | ○ | 231-3441 |
| 6 | 中央小学校 | 会議室 | 100 | | | | | 16 | | | | | 100 | なし | 原状復帰 | ○ | | 231-2421 |
| 7 | こうべ小学校 | 体育館 | 540 | 23 | | | | | | | | | 600 | 図書室 | シート使用 | ○ | | 221-2539 |
| 8 | 山の手小学校 | 体育館 | 941 | 28 | | 2 | | 16 | | | 56 | | 600 | あり | 土足厳禁 | ○ | | 341-8911 |
| 9 | 湊小学校 | 体育館 | 750 | 30 | | | | | | | 2 | | 500 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 360-1200 |
| 10 | 港島学園(前期課程) | 体育館 | 704 | | 24 | | | | | | 18 | | 700 | 図書室 | 原状復帰 シート使用 | ○ | | 302-1661 |
| 11 | 筒井台中学校 | 武道場 | 270 | 15 | | | | | | | | | 100 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 241-3201 |
| 12 | 落中学校 | 体育館 | 1,254 | 28 | | | | | | | 2 | | 1,000 | ステージ袖 | 土足厳禁 | ○ | | 242-4501 |
| 13 | 葦合中学校 | 体育館 | 639 | 8 | | | | 40 | 18 | 25 | | | 500 | 会議室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 241-0444 |
| 14 | 布引中学校 | 体育館 | 315 | 20 | | 3 | | | | | | | 500 | 講堂控室 | 土足厳禁 | ○ | | 241-0010 |
| 15 | 神戸生田中学校 | 体育館 | 985 | 30 | | 2 | | | | | 4 | | 800 | クラブハウス | 土足厳禁 | ○ | | 334-1850 |
| 16 | 湊翔楠中学校 | 体育館 | 1,000 | 36 | | | | | | | | | 750 | 会議室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 351-2152 |
| 17 | 港島学園(後期課程) | 体育館 | 848 | 15 | 10 | | | | | | | | 400 | ステージ袖 | 原状復帰 シート使用 | ○ | | 302-1771 |
| 18 | あづま幼稚園 | 保育室 | 96 | | | | | 20 | | | | | | なし | 土足厳禁 | | ○ | 231-0015 |
| 19 | 神戸幼稚園 | 遊戯室 | 176 | | | | | 50 | | | | | 100 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 331-4469 |
| 20 | 港島幼稚園 | 遊戯室 | 154 | | | | 7 | 15 | 44 | 2 | 10 | 140 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 302-3300 | |
| 21 | 科学技術高校 | 体育館 | 1150 | | 56 | | | | | | 28 | | 1,500 | | 土足厳禁 | ○ | | 272-9900 |
| 22 | 葦合高校 | 体育館 | 1200 | 48 | | | | 18 | | | | | 1,000 | | 土足厳禁 | ○ | | 291-0771 |
| 23 | 摩耶兵庫高校 | 体育館 | 896 | 1 kW × 2 / 400 W × 20 / 360 W × 20 / 100 W × 54 | | | | | | | | | 600 | なし | シート使用 | ○ | | 360-1316 |
| 24 | 盲学校 | 体育館 | 708 | 700 W × 20 / 150 W × 4 / 40 W × 2 | | | | | | | 12 | | 400 | 会議室 | シート使用 | ○ | | 360-1133 |

使用区分及び ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)

納付区分 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

- その他
- (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 - (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
 - (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 - (4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子
 - (5) 演壇備付品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子
 - (6) 備付品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 - (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 - (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 - (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(兵庫区)

| 施設名 | 演説会場 | 面積 (㎡) | 設備の程度 | | | | | | | | | | その他 | | | |
|----------------|-----------|--|-------|---------|-----|-------------------------------|--------|--|--|------------|-----------|--------------|--------------|---|----|----------|
| | | | 演説会場 | | | | | | | 聴衆席備付備品 | | | 使用上の 留意事項 | 放送設備 使用可否 | | 電話番号 |
| | | | 照 明 | | | | | | | 長椅子 4人用 | 椅子 1人用 | 弁士及び 係員控室 | | 可 | 不可 | |
| 400W | 200W | 100W | 60W | 40W | 20W | スポット その他 500W～ 1000W | | | | | | | | | | |
| 1 | 神戸祇園小学校 | 多目的ホール | 160 | | | 70W(LED)×36 | | | | | | 140 | 多目的室 | | ○ | 521-3801 |
| 2 | 夢野の丘小学校 | 多目的ホール | 160 | | | 20 | 12 | | | | | 100 | 会議室3 | シート使用 | ○ | 521-7430 |
| 3 | 会下山小学校 | 体育館 | 400 | 32 | | | | | | 4 | | 500 | 和室 | シート使用 | ○ | 577-1501 |
| 4 | 兵庫大開小学校 | 体育館 | 475 | 24 | | 4 | 16 | | | | | 800 | なし | 土足厳禁 シート使用 | ○ | 575-4773 |
| 5 | 水木小学校 | 体育館 | 588 | 36 | | | | | | | | 450 | 多目的室 | シート使用 | ○ | 575-8360 |
| 6 | 和田岬小学校 | 多目的室 | 117 | | | | 16 | | | | | 50 | 図書室 | | ○ | 671-1105 |
| 7 | 明観小学校 | 体育館 | 459 | 21 | | 12 | | | | 17 | | 500 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | 651-2855 |
| 8 | 浜山小学校 | ミーティングルーム | 160 | | | | 18 | | | | | 50 | 図書室 | | ○ | 651-3890 |
| 9 | 夢野中学校 | 武道場 | 500 | | | 68W(LED)×25 | | | | | | | 男女更衣室 | 土足厳禁 シート無し 体育館より 椅子200脚搬 入可 | ○ | 511-5555 |
| 10 | 湊川中学校 | 講堂 | 402 | | 40 | | | | | | | 400 | 会議室 | | ○ | 521-4874 |
| 11 | 兵庫中学校 | 体育館 | 580 | 300W×27 | | | 32W×32 | | | | | 400 | 小控室 | 上履き使用 | ○ | 577-0744 |
| 12 | 須佐野中学校 | 体育館 | 554 | 21 | | | | | | 2 | | 600 | 相談室 | シート使用 | ○ | 671-4261 |
| 13 | 吉田中学校 | 体育館 | 768 | 28 | | | 24 | | | | | 650 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | 681-3545 |
| 14 | 兵庫くすのき幼稚園 | 遊戯室 | 138 | | 24 | | | | | | | 150 | 準備室 | 土足厳禁 | ○ | 575-4774 |
| 使用区分及び 納付区分 | | ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。 | | | | | | | | | | | | | | |

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(北区)

| 施設名 | 演説会場 | 面積 (㎡) | 設備の程度 | | | | | | | | | | その他 | | 電話番号 | | | | |
|-----|----------|-----------|-------|------------|------|-----|-----|-----|-------------------------------|------------|-----------|--------------|----------|--------------|-----------|---------------|---|--|----------|
| | | | 演説会場 | | | | | | | 聴衆席備付備品 | | | 使用上の留意事項 | 放送設備 使用可否 | | | | | |
| | | | 400W | 200W | 100W | 60W | 40W | 20W | スポット その他 500W～ 1000W | 長椅子 4人用 | 椅子 1人用 | 弁士及び係 員控室 | | 可 | | 不可 | | | |
| 1 | 有馬小学校 | 講堂 | 767 | | | | 50 | | | | | 6 | | 400 | 講堂控室 | 土足厳禁 シート使用 | ○ | | 904-0170 |
| 2 | 有野小学校 | 体育館 | 504 | 18 | | 2 | | | | | | 9 | | 400 | 図書室 | 土足厳禁 シート使用 | ○ | | 981-5341 |
| 3 | 藤原台小学校 | 体育館 | 920 | 28 | | | | | | | | | | 700 | 家庭科室 | シート使用 | ○ | | 982-5880 |
| 4 | 西山小学校 | 視聴覚室 | 130 | | | | | | 26 | | | | | 60 | 相談室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 952-1800 |
| 5 | ありの台小学校 | 体育館 | 417 | 18 | | | | | 24 | | | 18 | | 500 | 図工室 | 土足厳禁 | ○ | | 981-5111 |
| 6 | 唐櫃小学校 | 講堂 | 316 | | 20 | | | | 30 | 16 | 2 | | | 500 | 会議室 | シート使用 | ○ | | 981-5926 |
| 7 | 大池小学校 | ふれあいルーム | 130 | | | | | | 30 | | | | | 90 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 581-8032 |
| 8 | 花山小学校 | ふれあいルーム | 112 | | | | | | 32 | | | | | 70 | なし | シート使用 原状復帰 | ○ | | 583-1120 |
| 9 | 谷上小学校 | 講堂 | 360 | 300 W × 15 | | 62 | | | 8 | | | 12 | | 150 | なし | シート使用 | ○ | | 581-3351 |
| 10 | 箕谷小学校 | 体育館 | 450 | 24 | | | | | | | | | | 300 | クラブハウス | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 581-8030 |
| 11 | 桂木小学校 | 低学年多目的室 | 150 | | | | | | 12 | | | | | 0 | ミーティングルーム | 原状復帰 | ○ | | 582-4001 |
| 12 | 広陵小学校 | 体育館 | 504 | 35 | | | 24 | | | | | 10 | | 400 | 管理室 | シート使用 | ○ | | 583-0191 |
| 13 | 筑紫が丘小学校 | 多目的ホール | 162 | | | | | | 40 | | | | | 80 | クラブハウス | 土足可 | ○ | | 581-1006 |
| 14 | 桜の宮小学校 | 体育館 | 350 | 12 | | 24 | | | | | | 2 | | 350 | 会議室 | シート使用 | ○ | | 591-1009 |
| 15 | 甲緑小学校 | あじさいルーム | 112 | | | | | | | | 24 | | | 32 | 家庭科室 | シート使用 | ○ | | 581-1221 |
| 16 | 山田小学校 | 体育館 | 675 | | 20 | 11 | | | 24 | | | | | 200 | クラブハウス | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 581-0055 |
| 17 | 小部東小学校 | 体育館 | 486 | | 22 | | | | | | | | | 400 | なし | 土足厳禁 原状復帰 | ○ | | 592-0086 |
| 18 | 小部小学校 | 学習室 | 50 | | | | | | 14 | | | | | 35 | なし | 原状復帰 | ○ | | 591-1761 |
| 19 | 泉台小学校 | 多目的室 | 220 | | | | | | 30 | | | | | 20 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 593-7771 |
| 20 | 鈴蘭台小学校 | 体育館 | 714 | 18 | 12 | | | | | | 4 | | | 500 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 592-8181 |
| 21 | 北五葉小学校 | 体育館 | 330 | 20 | 2 | | | | 24 | | | 9 | | 450 | 講堂控室 | 土足厳禁 原状復帰 | ○ | | 591-1196 |
| 22 | 南五葉小学校 | 体育館 | 350 | 8 | | | | | | | | 4 | | 584 | 校長室 | 土足厳禁 | ○ | | 591-1314 |
| 23 | 君影小学校 | 体育館 | 440 | 18 | 4 | 12 | | | | | | 9 | | 300 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 592-0059 |
| 24 | 星和台小学校 | 体育館 | 486 | 10 | 10 | | | | | | | 2 | | 600 | 図書室 | 土足厳禁 | ○ | | 593-8200 |
| 25 | ひよどり台小学校 | 体育館 | 500 | | | 25 | | | | | | 2 | | 500 | 相談室 | シート使用 | ○ | | 743-0062 |
| 26 | 藍那小学校 | 体育室 | 255 | 22 | | | | | 8 | | | 6 | | 100 | 理科室 | 土足厳禁 | ○ | | 591-0367 |
| 27 | 道場小学校 | 体育館 | 700 | 30 | | 2 | | | | | | 2 | | 300 | 体育館控室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 985-4016 |
| 28 | 長尾小学校 | 体育館 | 644 | 12 | 4 | | 20 | 6 | | | | | | 500 | 教室 | 土足厳禁 | ○ | | 986-2074 |
| 29 | 鹿の子台小学校 | 体育館 | 672 | 30 | | | | | | | | 4 | | 600 | 図書室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 952-1720 |
| 30 | 好徳小学校 | 体育館 | 432 | | | | | | | | | 25 | | 150 | クラブハウス | シート使用 | ○ | | 958-0004 |
| 31 | 淡河小学校 | 体育館 | 306 | | | | | | 20 | | | 29 | | 200 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 959-0113 |
| 32 | 有馬中学校 | 体育館 | 985 | 28 | | | | | 32 | | | 4 | | 400 | 相談室 | 土足厳禁 | ○ | | 981-5101 |
| 33 | 有野中学校 | 体育館 | 700 | 24 | | 2 | | | | | | 2 | | 650 | 会議室 | シート使用 | ○ | | 982-2700 |
| 34 | 有野北中学校 | 体育館 | 1,181 | 36 | | | | | 20 | | | 2 | 10 | 800 | その他 | シート使用 原状復帰 | ○ | | 987-3057 |
| 35 | 唐櫃中学校 | 体育室 | 486 | 14 | 14 | | | | | | | | | 300 | 教室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 982-6461 |
| 36 | 大池中学校 | 体育館 | 510 | 30 | 2 | | | | | | | 10 | | 700 | その他 | 土足厳禁 | ○ | | 581-8034 |
| 37 | 山田中学校 | 体育館 | 945 | | 48 | | | | | | | | | 800 | 教室 | 土足厳禁 | ○ | | 581-1068 |
| 38 | 広陵中学校 | 体育館 | 1,008 | 36 | | | | | | | | | | 1,000 | 会議室 | シート使用 | ○ | | 583-1313 |
| 39 | 桜の宮中学校 | 体育館 | 605 | 18 | 2 | | | | 12 | | | 12 | | 600 | 図書室 | 土足厳禁 | ○ | | 593-8001 |
| 40 | 小部中学校 | 体育館 | 540 | 30 | | 1 | | | | | | | | 450 | 会議室 | シート使用 原状復帰 | ○ | | 592-1177 |
| 41 | 大原中学校 | 体育館 | 918 | | 24 | | | | | | | 3 | | 800 | 会議室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 581-6661 |
| 42 | 鈴蘭台中学校 | 体育館 | 441 | 25 | | | | | 5 | | | 5 | | 300 | 研修室Ⅱ | シート使用 | ○ | | 591-4521 |
| 43 | 星和台中学校 | 体育館 | 519 | 18 | | | | | | | | 2 | | 500 | 心の教室 | 土足厳禁 | ○ | | 593-8400 |
| 44 | 鴨台中学校 | 体育館 | 459 | 30 | | | | | | | | | | 600 | 会議室 | シート使用 | ○ | | 743-0072 |
| 45 | 北神戸中学校 | 体育館 | 792 | | | | | | | 37 | | | | 330 | 校長室 | 土足厳禁 | ○ | | 951-0821 |
| 46 | 八多中学校 | 体育館 | 340 | 18 | | | | | | | | 12 | | 200 | ミーティングルーム | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 982-0049 |
| 47 | 大沢中学校 | 体育館 | 679 | | | 2 | 20 | | | | | 28 | | 240 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 954-0142 |
| 48 | 淡河中学校 | 体育館 | 320 | 300 W × 20 | | | | | | | | | | 150 | 相談室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 958-0301 |
| 49 | 有野幼稚園 | 遊戯室 | 150 | | | | | | 30 | | | | | 110 | 保育室 | 土足厳禁 | ○ | | 981-5109 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---------|---|-----|--|--|--|--|----|--|---|----|-----|-----|------|---|--|----------|
| 50 | からと幼稚園 | 遊戯室 | 130 | | | | | 36 | | 8 | 16 | 100 | 保育室 | 土足厳禁 | ○ | | 981-5317 |
| 51 | やまびこ幼稚園 | 遊戯室 | 128 | | | | | 24 | | | | 100 | 保育室 | 土足厳禁 | ○ | | 583-1080 |
| 52 | 長尾幼稚園 | 遊戯室 | 90 | | | | | 45 | | | | 130 | 保育室 | 土足厳禁 | ○ | | 986-4123 |
| 使用区分及び納付区分 | | ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。 | | | | | | | | | | | | | | | |

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(長田区)

| 施設名 | 演説会場 | 面積 (㎡) | 設 備 の 程 度 | | | | | | | | | | そ の 他 | | | 電話番号 | | |
|------------|----------|---|-----------|-----|-----|-------------------------------|------------|-----------|--------------|----|----|--|--------------|--------------|---------------|------|---|----------|
| | | | 演 説 会 場 | | | | | | | | | | 使用上の 留意事項 | 放送設備 使用可否 | | | | |
| | | | 照 明 | | | | | 聴衆席備付備品 | | | | | | 可 | 不可 | | | |
| 400W | 200W | 100W | 60W | 40W | 20W | スポーツ その他 500W~ 1000W | 長椅子 4人用 | 椅子 1人用 | 弁士及び係 員控室 | | | | | | | | | |
| 1 | 室内小学校 | 体育室 | 468 | 35 | | | 12 | | | | | | 400 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 691-0917 |
| 2 | 名倉小学校 | 多目的室 | 210 | | | | | 16 | | | | | 100 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 691-6181 |
| 3 | 丸山ひばり小学校 | アリーナ | 600 | 30 | | | | | | | 2 | | 500 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 691-8552 |
| 4 | 宮川小学校 | 体育館 | 300 | | 20 | | | 16 | | 2 | | | 400 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 631-2721 |
| 5 | 池田小学校 | 体育館 | 567 | 35 | | | | | | | 2 | | 400 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 691-1661 |
| 6 | 蓮池小学校 | 体育館 | 490 | 37 | | 9 | | | | | | | 400 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 691-4215 |
| 7 | 長田小学校 | 講堂 | 334 | | | | | | | | 31 | | 280 | 講堂控室 | 土足厳禁 | ○ | | 631-2731 |
| 8 | 五位の池小学校 | 講堂 | 340 | | | | | 104 | | 15 | | | 170 | 第2会議室 | シート使用 | | ○ | 631-2741 |
| 9 | 御蔵小学校 | 体育館 | 700 | 21 | | 12 | | | | | 10 | | 250 | その他 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 575-2226 |
| 10 | 真野小学校 | 体育館 | 600 | 24 | | | | 16 | | | 6 | | 300 | クラブハウス | 土足厳禁 | ○ | | 671-0190 |
| 11 | 長田南小学校 | 体育館 | 380 | | | | | | | | | | 500 | | 土足厳禁 | ○ | | 691-1702 |
| 12 | 真陽小学校 | 体育館 | 467 | 21 | | 9 | | 30 | | 6 | | | 300 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 611-0456 |
| 13 | 駒ヶ林小学校 | クラブハウス | 65 | | | | | 18 | | | | | 40 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 731-7061 |
| 14 | 雲雀丘中学校 | 体育館 | 552 | 12 | | 2 | | | | | 6 | | 550 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 631-8748 |
| 15 | 丸山中学校 | 体育館 | 967 | | 34 | | | | | | 2 | | 700 | なし | シート使用 | ○ | | 691-0005 |
| 16 | 西代中学校 | 武道館 | 337 | | | | | 80 | | | | | 50 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 691-1521 |
| 17 | 高取台中学校 | 体育館 | 473 | 24 | | 22 | | | | | | | 550 | 教室 | 土足厳禁 | ○ | | 611-6325 |
| 18 | 長田中学校 | 体育館 | 700 | 32 | | 2 | | | | | 3 | | 800 | Mロビー | シート使用 | ○ | | 671-3757 |
| 19 | 駒ヶ林中学校 | 体育館 | 540 | 21 | | | | | | | 23 | | 300 | 視聴覚室 | シート使用 | ○ | | 611-0082 |
| 20 | 西野幼稚園 | 遊戯室 | 103 | | | | | 48 | | | 4 | | 100 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 691-4483 |
| 使用区分及び納付区分 | | ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(須磨区)

| 施設名 | 演説会場 | 面積 (㎡) | 設備の程度 | | | | | | | | | | その他 | | | | | | |
|----------------|------------|--|-------|-----------------------------------|-----|-------------------------------|------------|-----------|--------------|--------------|----|----|--------------|--------------|-----------------|-------|--------|----------|----------|
| | | | 演説会場 | | | | | | | | | | 使用上の 留意事項 | 放送設備 使用可否 | | 電話番号 | | | |
| | | | 照明 | | | | | 聴衆席備付品 | | | | | | 可 | 不可 | | | | |
| 400W | 200W | 100W | 60W | 40W | 20W | スポット その他 500W～ 1000W | 長椅子 4人用 | 椅子 1人用 | 弁士及び係 員控室 | 使用上の 留意事項 | 可 | 不可 | 電話番号 | | | | | | |
| 1 | だいち小学校 | アリーナ | 750 | 18 | 12 | | | 2 | | | | | 500 | ミーティング室 | 土足厳禁 | ○ | | 739-1502 | |
| 2 | 若宮小学校 | 体育館 | 560 | 28 | | | | 20 | | | | | 600 | 図工室 | 土足厳禁 | ○ | | 731-0007 | |
| 3 | 西須磨小学校 | 多目的室 | 100 | | | | 42 | | | | | | 60 | 家庭科室 | 土足厳禁 原状復帰 | ○ | ポスター等可 | 731-0295 | |
| 4 | 北須磨小学校 | 講堂 | 660 | 9 | | | | 30 | | | | | 300 | クラブハウス | 土足厳禁 | ○ | | 731-8149 | |
| 5 | 高倉台小学校 | 多目的室 | 100 | | | | | 18 | | | | | 100 | 相談室 | 土足厳禁 | ○ | | 734-1766 | |
| 6 | 多井畑小学校 | 多目的室 | 250 | | | | | 48 | | | | | 100 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 792-0450 | |
| 7 | 板宿小学校 | 体育館 | 540 | 24 | | | | | | | | | 400 | 多目的室 | 土足厳禁 | ○ | | 732-4055 | |
| 8 | 東須磨小学校 | 体育館 | 570 | 20 | | | | | | | 2 | | 600 | 開放教室 | 土足厳禁 | ○ | | 731-0448 | |
| 9 | 若草小学校 | 体育館 | 507 | | | | | | | | 24 | | 400 | クラブハウス | 土足厳禁 | ○ | | 743-7311 | |
| 10 | 妙法寺小学校 | 講堂 | 325 | | 18 | | | | | | 4 | | 500 | 講堂控室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 741-2559 | |
| 11 | 横尾小学校 | 多目的室 | 157 | | | | | 40 | | | | | 50 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 743-4511 | |
| 12 | 白川小学校 | 体育館 | 592 | 20 | | | | | | | 4 | | 400 | 講堂控室 | シート使用 | ○ | | 792-2619 | |
| 13 | 神の谷小学校 | 活動室 | 112 | | | 24 | | | | | | | 30 | スポーツクラブ室 | 土足厳禁 | ○ | | 791-8277 | |
| 14 | 松尾小学校 | 体育館 | 460 | 15 | | | | 10 | | | 4 | | 250 | クラブハウス | 土足厳禁 | ○ | | 791-8422 | |
| 15 | 東落合小学校 | 体育館 | 490 | 35 | | | | | | | | | 600 | その他 | 土足厳禁 | ○ | | 793-1844 | |
| 16 | 花谷小学校 | 体育館 | 459 | | | | | | | | 40 | | 500 | クラブハウス | シート使用 | ○ | | 791-8272 | |
| 17 | 南落合小学校 | 体育館 | 458 | 21 | 14 | 9 | | 16 | | | 4 | | 600 | 多目的室 | シート使用 | ○ | | 792-5244 | |
| 18 | 西落合小学校 | 体育館 | 504 | 21 | | | | 24 | | | 22 | | 500 | クラブハウス | 土足厳禁 | ○ | | 792-5556 | |
| 19 | 竜が台小学校 | 体育館 | 504 | 21 | | | | 14 | | | 12 | | 500 | 体育館控室 | シート使用 | ○ | | 793-1833 | |
| 20 | 菅の台小学校 | クラブハウス | 250 | | | | | 38 | | | | | 46 | 市民図書室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 791-0233 | |
| 21 | 太田中学校 | 体育館 | 400 | 350 W × 1 / 300W × 20 / 250 W × 4 | | | | | 16 | | | | 500 | 舞台袖 | 土足厳禁 | ○ | | 732-0854 | |
| 22 | 鷹取中学校 | 体育館 | 1,008 | 20 | | | | | | | | | 500 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 731-0066 | |
| 23 | 飛松中学校 | 格技室 | 256 | | | | | 108 | | | | 5 | 100 | なし | 土足厳禁 原状復帰 | ○ | 携帯アンプ可 | 731-9494 | |
| 24 | 高倉中学校 | 体育館 | 510 | 23 | | | | | | | 8 | | 500 | 会議室 | 土足厳禁 原状復帰 | ○ | | 733-1140 | |
| 25 | 横尾中学校 | 体育館 | 580 | 25 | | | | | | | | | 500 | 会議室 | シート使用 | ○ | | 743-7322 | |
| 26 | 友が丘中学校 | 体育館 | 580 | 30 | | | | | | | | | 600 | 図書室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 792-5567 | |
| 27 | 東落合中学校 | 体育館 | 769 | 30 | | 2 | | 12 | 8 | 9 | | | 700 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 792-5558 | |
| 28 | 須磨北中学校 | 体育館 | 558 | 20 | 2 | | | | | | 4 | | 800 | 図書室 | シート使用 控室土足厳禁 | ○ | | 741-6465 | |
| 29 | 白川台中学校 | 体育館 | 473 | 15 | | 4 | | 24 | | | | | 600 | ミーティングルーム | シート使用 原状復帰 | ○ | | 792-5711 | |
| 30 | 西落合中学校 | 体育館 | 450 | | 24 | | | | | | 2 | | 650 | 会議室 | 土足厳禁 | ○ | | 791-8444 | |
| 31 | 竜が台中学校 | 体育館 | 400 | | 30 | | | 24 | 6 | 2 | 2 | | 400 | 心の相談室 | 土足厳禁 | ○ | | 791-0762 | |
| 32 | 名谷さぼうの丘幼稚園 | 遊戯室 | 114 | | | | | 24 | | | | | 150 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 793-1866 | |
| 33 | 須磨翔風高校 | 体育館 | 1,200 | 300 W × 56 | | | | | | | | | | 1,000 | あり | シート使用 | ○ | | 798-4155 |
| 使用区分及び 納付区分 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | <ol style="list-style-type: none"> 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 ゴミは持ち帰っていただきます。 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 控室備品(各校共通) / 机、椅子 演壇備付品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子 備付品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(垂水区)

| 施設名 | 演説会場 | 面積 (㎡) | 設備の程度 | | | | | | | | | | その他 | | 電話番号 | | |
|------|-----------|-----------|-------|-----|-----|-------------------------------|--------|----|----|------------|-----------|--------------|----------|----------------|------|----|----------|
| | | | 演説会場 | | | | | | | 聴衆席備付品 | | | 使用上の留意事項 | 放送設備 使用可否 | | | |
| | | | 照 明 | | | | | | | 長椅子 4人用 | 椅子 1人用 | 弁士及び係 員控室 | | 可 | | 不可 | |
| 400W | 200W | 100W | 60W | 40W | 20W | スポット その他 500W～ 1000W | | | | | | | | | | | |
| 1 | 塩屋北小学校 | 体育館 | 576 | | | | LED 35 | | | | 14 | 400 | 体育館控室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 752-7575 |
| 2 | 下畑台小学校 | 体育館 | 504 | 21 | 23 | | 24 | | | | 9 | 600 | ステージ袖 | シート使用 | ○ | | 752-6780 |
| 3 | つつじが丘小学校 | 多目的室 | 135 | | | | | | 32 | | 3 | 50 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 709-7751 |
| 4 | 塩屋小学校 | 開放教室 | 100 | | | 12 | | | | | 2 | 50 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 751-4400 |
| 5 | 乙木小学校 | 体育館 | 680 | 24 | | 2 | | | 10 | | 4 | 600 | 講堂控室 | シート使用 | ○ | | 752-4205 |
| 6 | 東垂水小学校 | 会議室 | 60 | | | | | | 20 | | | 40 | なし | シート使用 | | ○ | 751-2623 |
| 7 | 名谷小学校 | 図書室 | 80 | | | | | | 30 | | | 40 | なし | | | ○ | 707-2481 |
| 8 | 福田小学校 | 図書室 | 80 | | | | 30 | | | | | 50 | なし | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 753-3515 |
| 9 | 高丸小学校 | 体育館 | 704 | 40 | | | | | | | | 400 | クラブハウス | 土足厳禁 | ○ | | 707-8877 |
| 10 | 千鳥が丘小学校 | 講堂 | 310 | | | 20 | | | 26 | | 9 | 250 | なし | 車椅子不可 | ○ | | 709-1655 |
| 11 | 千代が丘小学校 | 体育館 | 340 | 12 | 4 | | 10 | | | 24 | 5 | 350 | 教室 | シート使用 | ○ | | 708-8801 |
| 12 | 垂水小学校 | 体育館 | 350 | | | | | | 64 | | 24 | 400 | 講堂控室 | 土足厳禁 | ○ | | 707-6006 |
| 13 | 霞ヶ丘小学校 | 多目的室 | 85 | | | | | | 25 | | | 60 | クラブハウス2 | 土足厳禁 | ○ | | 706-0156 |
| 14 | 東舞子小学校 | 体育館 | 378 | 20 | | | | | | | | 500 | 音楽室 | 土足厳禁 シート使用 | ○ | | 782-2712 |
| 15 | 舞子小学校 | 体育館 | 670 | 12 | 18 | | | | 28 | 14 | 6 | 800 | その他 | シート使用 | ○ | | 782-2332 |
| 16 | 西舞子小学校 | 講堂 | 430 | | | | | | | | 24 | 500 | クラブハウス | 上履き持参 | ○ | | 781-0004 |
| 17 | 西脇小学校 | 体育館 | 600 | | | | | | | | 41 | 400 | なし | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 781-9531 |
| 18 | 多聞東小学校 | 体育館 | 700 | 24 | | | | | 48 | | | 350 | ステージ袖 | 土足厳禁 | ○ | | 783-5868 |
| 19 | 小東山小学校 | 多目的室 | 135 | | | | | | 40 | | | | なし | 土足厳禁 原状復帰 | | ○ | 784-2656 |
| 20 | 舞多聞小学校 | アリーナ | 932 | 36 | 4 | | | | 12 | | 2 | 700 | ステージ袖 | 土足厳禁 シート使用 | ○ | | 787-3700 |
| 21 | 多聞の丘小学校 | 体育館 | 504 | 21 | | | 16 | 24 | 14 | 10 | | 600 | なし | シート使用 | ○ | | 784-4477 |
| 22 | 多聞台小学校 | 講堂 | 340 | 23 | | | | | | | 2 | 400 | クラブハウス | 土足厳禁 原状復帰 | ○ | | 782-0375 |
| 23 | 神陵台小学校 | ランチルーム | 138 | | | | | | 28 | | | 90 | なし | 中心に柱有り 土足厳禁 | ○ | | 781-3843 |
| 24 | 桃山台中学校 | 体育館 | 700 | 18 | | | | | | | 2 | 700 | 会議室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 752-1201 |
| 25 | 塩屋中学校 | 体育館 | 787 | 24 | | | | | | | | 700 | 多目的室 | 土足厳禁 | ○ | | 753-2271 |
| 26 | 垂水東中学校 | 体育館 | 940 | 28 | | | | | | | 4 | 790 | 体育館袖 | シート使用 | ○ | | 751-6139 |
| 27 | 福田中学校 | 体育館 | 600 | 18 | | | 24 | | | | 14 | 600 | 多目的室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 708-1670 |
| 28 | 垂水中学校 | 体育館 | 525 | | | | | | 78 | | 11 | 800 | 会議室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 707-6363 |
| 29 | 歌敷山中学校 | 体育館 | 600 | | | 24 | | | | | | 700 | 会議室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 707-8864 |
| 30 | 星陵台中学校 | 体育館 | 1,008 | | 35 | 4 | | | | 35 | | 700 | 武道場 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 709-8810 |
| 31 | 多聞東中学校 | 体育館 | 594 | 34 | | 12 | | | | | | 520 | 体育館控室 | シート使用 | ○ | | 783-5888 |
| 32 | 本多聞中学校 | 体育館 | 810 | | | 21 | | | | | | 500 | 相談室 | シート使用 | ○ | | 784-6310 |
| 33 | 舞子中学校 | 体育館 | 459 | 20 | | | 16 | | | | 4 | 300 | 講堂控室 | シート使用 土足厳禁 | ○ | | 781-0001 |
| 34 | 神陵台中学校 | 体育館 | 455 | 19 | | | | | | | 18 | 500 | 講堂控室 | シート使用 | ○ | | 781-0700 |
| 35 | 青山台こぼと幼稚園 | 遊戯室 | 150 | | | | | | 42 | | | 152 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 752-0700 |
| 36 | たるみ幼稚園 | 遊戯室 | 155 | | | | | | 16 | | | 80 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 704-5114 |
| 37 | 小東山幼稚園 | 遊戯室 | 139 | | | | | | 50 | | | 90 | なし | 土足厳禁 | ○ | | 784-2660 |

使用区分及び納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他 (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 (4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子
 (5) 演壇備付品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子
 (6) 備付品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 (9) 受動喫煙防止のため、市立校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(西区)

| 施設名 | 演説会場 | 面積 (㎡) | 設備の程度 | | | | | | | | | | その他 | | 電話番号 | | | | |
|------|---------|-----------|-------|----------|-----|-------------------------------|------------|-----------|--------------|----|--|----|--------------|----------------|---------------|-------|---|----------|----------|
| | | | 演説会場 | | | | | | | | | | 使用上の 留意事項 | 放送設備 使用可否 | | | | | |
| | | | 照明 | | | | | 聴衆席備付備品 | | | | | | 可 | | 不可 | | | |
| 400W | 200W | 100W | 60W | 40W | 20W | スポット その他 500W～ 1000W | 長椅子 4人用 | 椅子 1人用 | 弁士及び 係員控室 | | | | | | | | | | |
| 1 | 東町小学校 | 多目的室 | 240 | | | 4 | | 26 | | | | | 80 | 図書室 | 土足厳禁 | | ○ | 794-4000 | |
| 2 | 小寺小学校 | クラブハウス | 125 | | | 10 | | 4 | | | | | 40 | 図書室 | 土足厳禁 | | ○ | 791-2950 | |
| 3 | 長坂小学校 | 体育館 | 699 | | 24 | | | | | | | 6 | 300 | なし | 土足厳禁 原状復旧 | | ○ | 974-2333 | |
| 4 | 有瀬小学校 | 多目的室 | 100 | | | | | 36 | | | | | 50 | なし | 土足厳禁 原状復旧 | | ○ | 974-2709 | |
| 5 | 太山寺小学校 | 体育館 | 660 | 28 | | | | | | | | | 300 | ミーティングルーム | 土足厳禁 | | ○ | 974-0007 | |
| 6 | 井吹東小学校 | 体育館 | 942 | 30 | | | | 16 | | | | 4 | 800 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 997-0820 | |
| 7 | 井吹の丘小学校 | 体育館 | 810 | | 36 | | | | | | | 2 | 700 | いぶきの丘ハウス | シート使用 | | ○ | 990-5533 | |
| 8 | 井吹西小学校 | 体育館 | 970 | | 2 | | | | | | | | 27 | 体育館控室 | シート使用 | | ○ | 997-0114 | |
| 9 | 伊川谷小学校 | 体育館 | 800 | 28 | | | | | | | | 4 | 700 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 974-0006 | |
| 10 | 樋谷小学校 | 図書室 | 88 | | | | | 24 | | | | | 36 | 図工室 | 土足厳禁 原状復旧 | | ○ | 991-0004 | |
| 11 | 梶台小学校 | 体育館 | 750 | 35 | | 14 | | | | | | | 600 | 更衣室 | 土足厳禁 | | ○ | 991-1635 | |
| 12 | 狩場台小学校 | 図書室 | 80 | | | | | 32 | | | | | | | 多目的室 | 土足厳禁 | | ○ | 991-3415 |
| 13 | 竹の台小学校 | 多目的ホール | 209 | | | | | 31 | | | | | 100 | カウンセリ ングルーム | シート使用 土足厳禁 | | ○ | 991-4471 | |
| 14 | 櫻野台小学校 | 体育館 | 742 | LEDに改修済み | | | | | | | | | | 600 | 体育館控室 | シート使用 | | ○ | 992-2500 |
| 15 | 木津小学校 | 体育館 | 632 | 28 | | | | | | | | | 400 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 994-0003 | |
| 16 | 桜が丘小学校 | 体育館 | 630 | 18 | | | | 12 | | | | 4 | 400 | 多目的室 | シート使用 | | ○ | 994-8010 | |
| 17 | 押部谷小学校 | 体育館 | 288 | 30 | | | | | | | | | 8 | 500 | 図書室 | シート使用 | | ○ | 994-0002 |
| 18 | 月が丘小学校 | 体育館 | 850 | 23 | | 2 | | | | | | 4 | 400 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 995-3171 | |
| 19 | 北山小学校 | 視聴覚室 | 96 | | | | | 24 | | | | | 40 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 994-8020 | |
| 20 | 高和小学校 | 体育館 | 794 | | 24 | | | | | | | 4 | 350 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 994-0004 | |
| 21 | 高津橋小学校 | 体育館 | 600 | 24 | | | | | | | | 2 | 700 | 図書室 | シート使用 | | ○ | 917-6501 | |
| 22 | 玉津第一小学校 | 体育館 | 800 | 20 | | | | | | | | 2 | 600 | クラブハウス | 土足厳禁 原状復旧 | | ○ | 928-3790 | |
| 23 | 枝吉小学校 | クラブハウス | 96 | | | | | 24 | | | | | 90 | クラブハウス | 土足厳禁 | | ○ | 928-0880 | |
| 24 | 出合小学校 | 体育館 | 739 | 18 | | | | | | | | 4 | 600 | 会議室 | 土足厳禁 | | ○ | 928-5516 | |
| 25 | 美賀多台小学校 | 体育館 | 800 | | | | | | | | | 32 | 500 | 講堂控室 | シート使用 土足厳禁 | | ○ | 991-7659 | |
| 26 | 春日台小学校 | 体育館 | 504 | 21 | | 2 | 15 | 12 | | | | 23 | 200 | その他 | シート使用 土足厳禁 | | ○ | 961-0251 | |
| 27 | 平野小学校 | 体育館 | 672 | 24 | 2 | | | | | | | | 450 | 会議室 | シート使用 原状復旧 | | ○ | 961-0011 | |
| 28 | 神出小学校 | 体育館 | 600 | 24 | 2 | | | | | | | | 500 | なし | シート使用 | | ○ | 965-0006 | |
| 29 | 岩岡小学校 | 体育館 | 504 | 21 | | | | | | | | | 400 | 会議室 | シート使用 土足厳禁 | | ○ | 967-0013 | |
| 30 | 太山寺中学校 | 体育館 | 759 | 22 | | 2 | | | | | | | 800 | 図書室 | 土足厳禁 | | ○ | 791-7090 | |
| 31 | 長坂中学校 | 体育館 | 820 | 36 | | | | | | | | | 800 | 会議室 | シート使用 | | ○ | 974-3830 | |
| 32 | 井吹台中学校 | 体育館 | 1,222 | 28 | | 8 | | | | | | 4 | 800 | 小会議室 | シート使用 | | ○ | 997-0850 | |
| 33 | 伊川谷中学校 | 体育館 | 540 | 18 | | | | | | | | 12 | 700 | 相談室 | シート使用 | | ○ | 974-0005 | |
| 34 | 樋谷中学校 | 体育館 | 759 | 22 | | | | | | | | | 700 | 本会議室 | 土足厳禁 | | ○ | 991-0026 | |
| 35 | 桜が丘中学校 | 体育館 | 792 | 18 | 12 | 12 | | 2 | | | | 9 | 700 | 会議室 | 土足厳禁 | | ○ | 994-8822 | |
| 36 | 押部谷中学校 | 体育館 | 550 | 22 | 1 | 1 | | | | | | | 600 | なし | シート使用 | | ○ | 994-0013 | |
| 37 | 玉津中学校 | 体育館 | 648 | 30 | 2 | | | | | 15 | | | 700 | 相談室 | 土足厳禁 | | ○ | 918-2266 | |
| 38 | 玉塚台中学校 | 体育館 | 450 | 30 | | | | | | | | | 500 | 教室 | 土足厳禁 | | ○ | 928-1277 | |
| 39 | 平野中学校 | 体育館 | 562 | 10 | 22 | 2 | | | | | | 12 | 740 | 図書室 | シート使用 | | ○ | 961-0058 | |
| 40 | 西神中学校 | 体育館 | 1,239 | 24 | | 30 | | | | | | 6 | 800 | 会議室 | シート使用 | | ○ | 992-2700 | |
| 41 | 神出中学校 | 体育館 | 800 | 14 | 14 | | | | | | | | 400 | なし | シート使用 | | ○ | 965-0025 | |
| 42 | 岩岡中学校 | 体育館 | 864 | | | | | 34 | | | | 2 | 450 | 会議室 | シート使用 土足厳禁 | | ○ | 967-0016 | |
| 43 | いかわ幼稚園 | 遊戯室 | 130 | | | | | 18 | | | | | 100 | 園長室 | 土足厳禁 | | ○ | 974-0022 | |
| 44 | おしんべ幼稚園 | 遊戯室 | 118 | | | | | 24 | | | | | 80 | 保育室 | 土足厳禁 | | ○ | 994-0279 | |
| 45 | たまつ幼稚園 | 体育館 | 919 | | | | | | | | | 36 | 100 | なし | 土足厳禁 | | ○ | 928-4724 | |
| 46 | 玉津第二幼稚園 | 遊戯室 | 211 | | | | | 40 | | | | | 70 | 園長室 | 土足厳禁 | | ○ | 912-5771 | |
| 47 | 岩岡幼稚園 | 遊戯室 | 155 | | | | | 46 | | | | | 100 | 保育室 | 土足厳禁 | | ○ | 967-1531 | |

使用区分及び納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。
 その他 (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を

- 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
- (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
 - (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 - (4) 控室備品（各校共通） /机、椅子
 - (5) 演壇備付備品（各校共通） /演壇、演卓、椅子
 - (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 - (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 - (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 - (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

| 施設名 | 演説会場 | 面積 (㎡) | 設備の程度 | | | | | | | | | | その他 | | 電話番号 | |
|----------------|-----------|--|-------|--|--|--|--|-------------------------------|------------|-----------|--------------|---|--------------|--------------|------|----------|
| | | | 演説会場 | | | | | | | 聴衆席備付備品 | | | 使用上の 留意事項 | 放送設備 使用可否 | | |
| | | | 照 明 | | | | | スポット その他 500W～ 1000W | 長椅子 4人用 | 椅子 1人用 | 弁士及び係 員控室 | 可 | | 不可 | | |
| 灘区 | 六甲山幼稚園 | 六甲山小と共用 | | | | | | | | | | | | | | |
| 灘区 | 青陽灘高等支援学校 | (使用不可/管理上不適切) | | | | | | | | | | | | | | 871-1800 |
| 中央区 | 筒井台中学校 | 武道場のみ利用可能 体育館は上筒井小と共用 | | | | | | | | | | | | | | 241-3201 |
| 中央区 | 神戸工科高校 | 科学技術高校と共用のため昼間・夜間共に使用不可 | | | | | | | | | | | | | | 272-9955 |
| 兵庫区 | 神港橋高校 | 学校の事情で全日使用不可 | | | | | | | | | | | | | | 579-3650 |
| 兵庫区 | 楠高校 | 湊川中と共用（楠高校は夜間定時制課程） | | | | | | | | | | | | | | 521-4700 |
| 兵庫区 | 友生支援学校 | (使用不可/管理上不適切) | | | | | | | | | | | | | | 576-6120 |
| 北区 | 八多小学校 | 八多中と共用 | | | | | | | | | | | | | | 982-0048 |
| 北区 | 大沢小学校 | 大沢中と共用 | | | | | | | | | | | | | | 954-0310 |
| 北区 | 山田幼稚園 | 山田小と共用 | | | | | | | | | | | | | | 581-0321 |
| 北区 | 道場幼稚園 | 道場小と共用 | | | | | | | | | | | | | | 985-2674 |
| 北区 | 八多幼稚園 | 八多中と共用 | | | | | | | | | | | | | | 982-0547 |
| 北区 | 大沢幼稚園 | 大沢小と共用 | | | | | | | | | | | | | | 954-0332 |
| 北区 | 淡河好徳幼稚園 | 淡河小と共用 | | | | | | | | | | | | | | 959-0112 |
| 須磨区 | 青陽須磨支援学校 | (使用不可/管理上不適切) | | | | | | | | | | | | | | |
| 西区 | 太山寺幼稚園 | 太山寺小と共用 | | | | | | | | | | | | | | 974-0021 |
| 西区 | 榎谷幼稚園 | 榎谷小と共用 | | | | | | | | | | | | | | 991-0331 |
| 西区 | 平野幼稚園 | 平野小と共用 | | | | | | | | | | | | | | 961-2011 |
| 西区 | 神出幼稚園 | 神出小と共用 | | | | | | | | | | | | | | 965-0088 |
| 西区 | いぶき明生支援学 | (使用不可/管理上不適切) | | | | | | | | | | | | | | 997-6311 |
| 使用区分及び 納付区分 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通） /机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通） /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</u> | | | | | | | | | | | | | | |

各施設の区分及び使用料（市立学校園）

（単位：円）

| 使用区分 | | 使用時間 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前 | 午後 | 終日 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| | | | 9時 ～ 13時 | 13時 ～ 17時 | 17時 ～ 21時 | 9時 ～ 17時 | 13時 ～ 21時 | 9時 ～ 21時 |
| 講堂 | 高等専門学校 高等学校 | 平日 | 3,000 | 3,800 | 6,000 | 6,800 | 9,800 | 12,800 |
| | | 土曜日、日曜日、 祝日 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 9,000 | 11,000 | 15,000 |
| | その他 | 平日 | 2,300 | 3,000 | 5,000 | 5,300 | 8,000 | 10,300 |
| | | 土曜日、日曜日、 祝日 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 7,000 | 9,000 | 12,000 |
| 体育館 | 平日 | 2,300 | 3,000 | 5,000 | 5,300 | 8,000 | 10,300 | |
| | 土曜日、日曜日、 祝日 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 7,000 | 9,000 | 12,000 | |
| 家庭科教室 多目的教室 | 平日 | 1,400 | 1,800 | 3,000 | 3,200 | 4,800 | 6,200 | |
| | 土曜日、日曜日、 祝日 | 1,800 | 2,400 | 3,000 | 4,200 | 5,400 | 7,200 | |
| 普通教室 | 平日 | 500 | 600 | 1,000 | 1,100 | 1,600 | 2,100 | |
| | 土曜日、日曜日、 祝日 | 600 | 800 | 1,000 | 1,400 | 1,800 | 2,400 | |
| 校庭 | 高等専門学校 高等学校 | 平日 | 1,800 | 1,800 | 3,600 | 3,600 | 5,400 | 7,200 |
| | | 土曜日、日曜日、 祝日 | 2,400 | 2,400 | 3,600 | 4,800 | 6,000 | 8,400 |
| | その他 | 平日 | 1,500 | 1,500 | 3,000 | 3,000 | 4,500 | 6,000 |
| | | 土曜日、日曜日、 祝日 | 2,000 | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 7,000 |

神戸市教育委員会教育長告示第3号

神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第21条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めた神戸市教育委員会教育長告示第1号（平成10年4月1日）の一部を次のように改正する。

令和3年10月15日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

「

| 個人情報の内容 | 個人情報の開示場所 | 個人情報の開示の方法 |
|--|-------------|------------|
| 平成10年度以降に実施する職員採用選考（教員を含む。）の第1次及び第2次選考の不合格者の総合ランク（口頭により開示請求をする日の1年前までに合格発表があった選考に係る個人情報に限る。） | 庶務課 教職員課 | 口頭 |

」

を

「

| 個人情報の内容 | 個人情報の開示場所 | 個人情報の開示の方法 |
|---|-----------|------------|
| 令和3年度以降に実施する教職員採用選考（教員、教育事務職員、特別支援学校実習助手）の第1次選考、第2次選考不合格者の総合順位及び各試験科目の得点（口頭により開示請求をする日の1年前までに合格発表があった選考に係る個人情報に限る。） | 教職員課 | 口頭 |

」

に改める。

選挙管理委員会

神戸市選告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、神戸市長の任期満了によ

る選挙を令和3年10月31日に行う。

令和3年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

神戸市選告示第10号

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和3年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

1 選挙長

住所 神戸市須磨区北落合2丁目12番32号

氏名 向井 道尋

2 選挙長の職務を代理すべき者

住所 神戸市西区富士見が丘3丁目2番地の7

氏名 南原 富廣

神戸市選告示第11号

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

令和3年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

1 令和3年10月17日

神戸市役所1号館23階 選挙管理委員会事務局北側会議室

2 上記を除く全期間

神戸市役所1号館23階 神戸市選挙管理委員室

神戸市選告示第12号

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり定める。

令和3年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

- 1 場所
神戸市役所1号館24階 1243会議室
- 2 日時
令和3年11月1日 午前10時

神戸市選告示第13号

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙執行規程（昭和50年10月神戸市選告示第22号）第35条第1項の規定により選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

令和3年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

- 1 日時
令和3年10月17日 午後5時30分
- 2 場所
神戸市役所1号館23階 神戸市選挙管理委員室

神戸市選告示第14号

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第8項の規定による期日前投票所及び区選挙管理委員会委員長の管理する不在者投票記載場所における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

令和3年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

- 1 日時
令和3年10月17日 午後5時45分
- 2 場所
神戸市役所1号館23階 神戸市選挙管理委員室

神戸市選告示第15号

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条

の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和3年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

23,321,500円

神戸市選告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和3年10月20日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

- | | | |
|---|---|----------------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | <u>25,205</u> |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | <u>210,036</u> |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | <u>257,527</u> |
| 4 | 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | |
| | 東 灘 区 | <u>58,042</u> |
| | 灘 区 | <u>36,249</u> |
| | 中 央 区 | <u>37,139</u> |
| | 兵 庫 区 | <u>30,219</u> |
| | 北 区 | <u>60,120</u> |
| | 長 田 区 | <u>26,395</u> |
| | 須 磨 区 | <u>44,905</u> |
| | 垂 水 区 | <u>60,420</u> |
| | 西 区 | <u>66,585</u> |

| | | | | | | | |
|---|----|------------------|------------|----|-----|-----------------------|---|
| 1 | 本人 | ひさもと 久元 きぞう | 神戸市 灘区 | 67 | 無所属 | 神戸市長 | http://hisamoto-kizo.com |
| 2 | 本人 | ときた かおり | 神戸市 垂水区 | 53 | 無所属 | 弁護士 | https://www.tokitakaori.com/ |
| 3 | 本人 | おかざき 岡崎 ふみのり | 神戸市 中央区 | 52 | 無所属 | 兵庫県労働組合総連 合事務局次長 | http://www.attaka-kobe.com/ |
| 4 | 本人 | なかがわ 中川 ちょうぞう | 神戸市 兵庫区 | 65 | 無所属 | 一般社団法人兵庫総 合研究所政策顧問 | https://chozo.info |
| 5 | 本人 | さかたに としき 敏生 | 神戸市 兵庫区 | 50 | 無所属 | イベントプロデュー サー | https://accel-pro.jp |

神戸市長選挙選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定により届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときに、同法同条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和3年10月17日

神戸市長選挙
選挙長 向井道尋

1 場所

神戸市役所1号館23階 神戸市選挙管理委員室

2 日時

令和3年10月28日 午後5時30分

